令和元年第8回美郷町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年12月2日(月曜日)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長の選任
 - 2) 例月出納検査の報告
 - ・令和元年8月分・9月分・10月分
 - 3)総務常任委員会所管事務調査の報告
 - 4) 教育民生常任委員会所管事務調査の報告
 - 5) 産業建設常任委員会所管事務調査の報告
 - 6) 令和元年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の報告
 - 7) 令和元年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告

陳情上程 (委員会付託)

- 第 5 陳情第39号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について
- 第 6 陳情第40号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出に ついて
- 第 7 陳情第41号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、 介護保険の抜本的改善を求める陳情
- 第 8 陳情第42号 お金の心配なく、国の責任で、安心してくらせる社会の実現のため社会保障 制度の拡充を求める陳情
- 第 9 陳情第43号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情
- 第10 陳情第44号 「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書

議案上程・審議(説明~質疑~討論~表決)

- 第11 同意第 2号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 同意第 3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 同意第 4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 同意第 5号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 議案上程(説明)
- 第15 議案第74号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第16 議案第75号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第17 議案第76号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について
- 第18 議案第77号 美郷町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 第19 議案第78号 美郷町印鑑条例の一部改正について
- 第20 議案第79号 美郷町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
- 第21 議案第80号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 第22 議案第81号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第23 議案第82号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第24 議案第83号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第25 議案第84号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第26 議案第85号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について
- 第27 議案第86号 指定管理者の指定について
- 第28 議案第87号 指定管理者の指定について
- 第29 議案第88号 指定管理者の指定について
- 第30 議案第89号 指定管理者の指定について
- 第31 議案第90号 指定管理者の指定について
- 第32 議案第91号 指定管理者の指定について
- 第33 議案第92号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第5号
- 第34 議案第93号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号

第35 議案第94号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号

第36 議案第95号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号

第37 議案第96号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号

第38 議案第97号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

鈴 木 正 洋 君 1番 深沢義一君 3番 内 君 5番 4番 田清 文 泉 6番 森 元 淑 雄 君 7番 髙 山 茂 雄 井 邦 男 君 熊 8番 細 9番 谷 伊 藤福章 君 10番 11番 鈴 木 12番 村 \blacksquare 薫 君 13番 藤 原 均 14番 深 濹 君 15番 熊 谷 谷 俊 二 16番 澁 君

美和子

良夫君

勝

良

政 春

隆一

君

君

君

君

君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

長 田知己君 佐々木 敬 治 君 町 松 副 町 長 総 務 課 長 間 和彦君 企画財政課長 髙橋 穣 君 本 久 也 税 務 課 信 晴 君 住民生活課長 高 橋 君 長 藤 田 福祉保健課長 藤 敦 子 君 農政課 高 橋 勉 君 齊 長 設 課 君 商工観光交流課長 黒 田 逸 人 君 建 長 木 村 英 彰 会計管理者兼 農業委員会 小田長 光 仁 君 奥 Ш 智佳等 君 出 納 室 長 事 務 局 教育次長兼 教 育 長 福 世 喜 君 木 村 光 紀 君 田 教育推進課長 教育総務課長 山 光 成 君 生涯学習課長 皆 川 信 之 君 煙 深 澤 克太郎 君 代表監查委員

職務のため出席した者の職氏名

庶 務 班 長 忠 事 務 局 長 鈴木 高 橋 幸 子 兼議事班長 主 査 高 橋 洋 子

◎開会及び開議の宣告

○議長(澁谷俊二君) おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第8回美郷町議会 定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(澁谷俊二君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、鈴木良勝君、12番、村田 薫君を指 名いたします。

◎会期の決定

○議長(澁谷俊二君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月2日から11日までの10日間としたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月11日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その 結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、森元淑雄君、登壇願います。

(議会運営委員長 森元淑雄君 登壇)

〇議会運営委員長(森元淑雄君) おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

11月25日招集告示されました令和元年第8回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。

初めに、本定例会の会期は本日12月2日から12月11日までの10日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてでありますが、本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶 並びに行政報告があり、その後、陳情を上程し、委員会付託とします。次に、同意第2号から同 意第5号までを上程し、質疑・討論・表決を行います。次に議案第74号から議案第97号までを上 程し、説明を受け、終了の予定です。

12月3日から9日までは本会議を休会とし、一般質問の通告締め切りは4日正午までとします。 なお、休会中の日程ですが、12月5日、6日及び9日に関係常任委員会を開催し、陳情等の審査を行う予定です。

12月10日は午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

12月11日は午前10時から本会議を再開し、議案第74号から議案第97号までの質疑・討論・表決を行い、その後陳情の審査結果についてを委員長の報告・質疑・討論・表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(澁谷俊二君) ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長(澁谷俊二君) 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、先般開催された常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長が選任されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長に村田 薫君、同副委員長に鈴木正洋君。教育民生常任委員会委員長に藤原政春君、同副委員長に熊谷良夫君。産業建設常任委員会委員長に伊藤福章君、同副委員長に 高山茂雄君。議会広報常任委員会委員長に鈴木良勝君、同副委員長に鈴木正洋君。議会運営委員 会委員長に森元淑雄君、同副委員長に深沢義一君がそれぞれ選任されました。

2として、町の監査委員より例月出納検査令和元年8月分、9月分及び10月分の結果報告がありました。

3として、総務常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

4として、教育民生常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

5として、産業建設常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

6として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より令和元年第2回大曲仙北広域市町村圏 組合議会定例会の概要報告がありました。

7として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より令和元年第2回大仙美郷介護福祉組合議会 定例会の概要報告がありました。その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって 報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長(澁谷俊二君) 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) おはようございます。

令和元年第8回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、台風19号の接近に伴う災害警戒部の設置について、ご報告いたします。

10月13日末明から朝方にかけて台風19号が秋田県へ最も接近するとの気象庁からの情報を受け、 10月12日午後1時に美郷町災害警戒部を設置し、自主避難所を北ふれあい館、中央ふれあい館、 南ふれあい館の3カ所に、福祉避難所を宿泊交流館ワクアスに午後3時に開設しました。その後、 午後6時43分に暴風警報が発表され、職員が情報収集及び各種対応に当たりました。

各避難所へは11世帯18人の方が自主避難されましたが、翌13日午前4時37分に暴風警報が解除され、その後、全ての避難者が帰宅し、さらに以降の天候悪化が見込まれないことから午前8時までに全ての避難所を閉鎖し、正午に美郷町災害警戒部を解散しました。

この台風による被害は住家等の一部破損が3件、農業用パイプハウスのビニール破損が2件、 道路等への倒木が7件で、うち1件が一時通行どめ、公共施設の雨漏りが1件となっております。 次に、美郷大使佐々木 毅氏が文化勲章を受章されたことをご報告いたします。町としても大 変喜ばしく誇りでもあります。佐々木氏の受章を励みに今後もさまざまな分野で活躍される人材 が美郷町から輩出されるよう教育の振興に努めていきたいと存じます。

また、佐々木氏より昨年に引き続き500万円のご寄附をいただきました。当町における教育の充 実を図るべく、佐々木 毅「鴻鵠の志」育成基金へ積み立てし、児童生徒の育成を支援する事業 や佐々木 毅記念室の充実に関する事業等に使用させていただくことにしております。

次に、美郷町合併15周年記念式典についてご報告いたします。県副知事初め多数のご来賓のご 出席を賜り、11月2日に美郷町公民館で挙行しました。

式典では、功労者並びに貢献者として5人の方々を表彰するとともに美郷大使の佐々木 毅氏から「令和時代を生きる」と題したご講演いただいたほか、秋田魁新報社の歴代美郷町駐在記者によるトークセッションや美郷ジャズオーケストラ「ラフェスタMST」と菖蒲太鼓保存会による音楽交流を開催し、15年の節目をお祝いするとともに、さらなる町の発展と成長を誓い合ったところです。

また、美郷町合併15周年記念事業として「縄文の造形美と棟方志功展」を11月1日から12月1日まで美郷町学友館で、自衛隊音楽コンサートを11月10日に美郷町公民館でそれぞれ開催しました。

「縄文の造形美と棟方志功展」は町所蔵品に加え、東京国立博物館、秋田県埋蔵文化財センター、大原美術館名誉館長の大原謙一郎氏のご協力をいただき、町内の遺跡から出土した縄文土器と棟方志功の作品など、合わせて153点を展示しました。初日の11月1日に開会行事を行い、東京国立博物館考古室長の品川欣也氏と大原謙一郎氏によるギャラリートークを実施し、61人が聴講されました。

自衛隊音楽コンサートは陸上自衛隊東北方面音楽隊をお迎えして開催しました。この日は祝賀御列の儀が行われた日ということもあり、第1部では吹奏楽の定番曲「祝典行進曲」など4曲が、第2部では趣向を変え、アナと雪の女王などの映画音楽や歌謡曲などが披露されました。また、美郷中学校吹奏楽部との合同演奏も行われたほか、コンサート前日には同中学校吹奏楽部への演奏指導講習会も開催され、高いレベルの演奏技術に触れるよい機会となりました。

次に、第2次美郷町総合計画における「リーディングプロジェクト」について、ご報告いたします。

1つ目は「豊かさ実感プロジェクト」についてですが、セルフケアの推進強化及び健康寿命の延伸を目的として4月にスタートした健康ポイント事業ですが、申込者は9月30日時点で492人となり、健康診査の受診等により付与されたポイントの交換会を10月23日に開催しました。50ポイント達成者が104人、100ポイント達成者が2人で、それぞれの方に株式会社龍角散と株式会社ヨネックスから提供された協賛品を授与しました。

また、健康づくり講演会を11月14日に美郷町住民活動センターで開催し、東京都健康長寿医療センター研究所老化制御研究チーム副部長青栁幸利氏から「生活習慣病に強いカラダになろう!

~運動と乳酸菌シロタ株による疾病リスクの低減~」と題したご講演をいただき、236人が参加しました。今後も事業の周知を図り、セルフケアの意識向上に努めてまいります。

2つ目は「活力創出プロジェクト」についてですが、「友好都市ふれあいひろば」及び「おおた商い観光展」が10月19日・20日の両日、「OTAふれあいフェスタ」が11月2日・3日の両日、東京都大田区内でそれぞれ開催され、町内産品の販売及び観光PRなどを行いました。今後も大田区を基軸として地域間交流の推進と町内産品の流通ルート確保に取り組んでまいります。

また、JR新橋駅付近で開催された東京都港区の「全国交流物産展 in 新橋」においては、10月24日と25日に当町と連携協力協定を締結している北海道中富良野町とともに物販ブースを展開し、各町内産品の販売及び観光PRを行いました。今後も本物産展をきっかけに全国都市との交流の促進と販路拡大に取り組んでまいります。

"生薬の里 美郷構想"推進事業についてですが、一昨年9戸の農家圃場に定植したキキョウの収穫作業を10月から11月にかけて行い、乾燥重量約130キログラムの収穫がありました。今後はこれらの結果を踏まえ、栽培ごよみや経営指標の再検討を行い、さらなる栽培技術の向上と栽培面積の拡大に努めてまいります。

3つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、JAL&モンベルキャンプを9月28日・29日に開催し、日本航空株式会社及び株式会社モンベルの社員15人が来町しました。初日は真昼岳、2日目には七滝山を登山し、それぞれが持つ資源の活用方法など、さまざまな角度からご意見をいただきました。今後はこれらを参考にアウトドアアクティビティのツアー企画につなげてまいります。

第2回地域資源活用協議会を10月17日に開催し、体験型・滞在型観光推進のための協議を行いました。地域資源の連携や観光客受け入れの態勢整備等に関し、ご意見をいただきましたので、それらを参考としながら町観光振興計画の推進を図ることで滞在型観光客の誘客、ひいては地域経済の活性化につながるよう今後も取り組みを進めてまいります。

ホストタウン関連事業としてタイ食文化講座を11月20日に町保健センターで開催しました。昨年に引き続きサランヤ・ブンターさんと山村シリポーンさんを講師に迎え、14人の方が受講しました。初めに簡単なタイ語などを教わり、その後、タイの食材や香辛料を使った料理に挑戦しました。

次に、美郷フェスタ2019についてご報告いたします。

10月26日・27日の両日、美郷総合体育館リリオスなど3会場で開催いたしました。当日は約8,700人の方々が来場され、各種展示や体験・相談コーナー、農産物等の直売や食堂などのブース、

各種イベントなどを楽しんでいただいたほか、農産展や技能功労者、むし歯のない子の表彰式を 行い、日ごろのご労苦やご努力、頑張りを表彰させていただきました。

交流事業としては、初日の夕方から友好交流コンサートを開催したほか、北海道中富良野町と東京都大田区からは町長や職員が来町し、交流物産展や観光PRを行いました。

また「豊さ実感プロジェクト」の一環として11回目となる水の郷シンポジウムを26日に美郷町公民館で開催しました。講談師の神田 紫氏の「水の神様」と題した講談のほか、六郷小学校の児童、美郷中学校の生徒による水に関した研究等の発表を行いました。

次に、日本航空株式会社のご協力による事業についてご報告いたします。

サッカー J 3 第31節の試合が秋田市のソユースタジアムで11月17日に日本航空株式会社がスポンサーとなり開催され、美郷F C スポーツ少年団がブラウブリッツ秋田のエスコートキッズを務めました。また、「JAL折り紙ヒコーキ全国大会」の秋田予選会が11月30日に美郷総合体育館リリオスで開催されました。

次に、各課の個別の取り組みについて、ご報告いたします。

初めに総務課関係ですが、今年度の新規職員採用試験は一般行政職A、一般行政職B、社会福祉士、保健師及び幼稚園教諭・保育士で合わせて36人が受験し、試験の結果、4人を任用候補者名簿に登録しました。

福祉保健課関係ですが、介護予防講習会を10月2日に美郷町公民館で開催し、株式会社GOBOU代表取締役梁瀬 寛氏から「ごぼう先生の笑顔が広がる健康体操」と題したご講演をいただき、約230人が参加しました。

プレミアム付商品券についてですが、商品券購入引換券交付申請率は11月末現在で32.86%でしたが、より多くの対象者から申請していただきたく、申請期限を令和2年1月31日まで延長することにしました。

なお、商品券の使用が可能な店舗数は144店となっています。

農政課関係ですが、有害鳥獣駆除の11月末現在の状況は、農作物の被害や目撃情報に基づき捕獲したツキノワグマが17頭、昨年の4頭から大幅に増加しております。クマの目撃情報の都度、防災行政無線等による注意喚起と鳥獣被害対策実施隊員や警察、町によるパトロールが行われ、人身への被害はありませんでした。今後も被害防止のため適切な対策を講じてまいります。

建設課関係ですが、除雪出発式を11月5日に北除雪センター車庫で行い、作業従事者や交通関係者とともに作業の安全を祈願しました。今年度新規に購入した除雪ドーザ1台、グレーダー1台を含め、除雪機械76台で車道約449キロメートル、歩道約52キロメートルの道路除排雪を行って

まいります。

9月から11月末までの主な工事発注状況については、道路改良工事14件、道路舗装及び舗装補修工事12件、歩道工事1件、橋梁補修工事2件、建築工事2件、業務委託として測量調査1件、橋梁補修設計4件、公園管理2件を発注しており、発注率は92.7%となっております。

水道関係では、下水道・集落排水施設更新工事2件、汚水ます改造工事1件、農業集落排管清 掃業務1件を発注し、予定されていた事業は全て発注済みとなっています。

教育推進課関係ですが、5回目となる自由研究コンテストを9月28日から29日に美郷町公民館で開催しました。町内小中学校からの出品数は過去最高の283点で、身近な題材に目を向けた継続的な研究が多くなってきております。

タイ王国ノンタブリー県第1地区初等教育局との教育交流協定を10月18日に再締結し、中学生の相互訪問交流をさらに3年間継続することで同意しております。

また、町内3小学校の5・6年生が集まり、中学校入学期に感じる不安や緊張を和らげることを目的とした第3回「美郷キッズわくわく交流会」を11月1日に美郷総合体育館リリオスで開催しました。学校の枠を超えて互いに協力しながら活動することを通して同じ美郷町の小学生であるという仲間意識や中学校生活への期待感を膨らませる機会になったようです。

生涯学習課関係ですが、美郷カレッジを9月14日と21日に、共通テーマを「探(さがす・さぐる)」として開催しました。名古屋大学大学院教授の渡辺俊樹氏、セゾン現代美術館学芸員の坂本里英子氏を講師にお迎えし、それぞれの方から貴重なご講演をいただきました。今年度開催した全5回の受講者は665人で、アンケート結果による満足度は91.7%でした。

美郷町と連携協定を締結しているヨネックス株式会社の契約アドバイザーのOK和夫氏による健康ウオーキング教室を10月6日に美郷総合体育館リリオスとリリオスを周回するウオーキングコースで行いました。当日は53人の方が参加し、実際に歩きながらウオーキングの指導を受けました。

また、美郷町読書フェスタを10月14日に美郷町学友館で開催しました。当日はマーガレットー家「たっちゃんの紙芝居ライブ」が実施され、自転車に乗ってやってくる昔ながらの紙芝居をたくさんの親子連れの方々に見ていただきました。このほか、町内ボランティア3団体による絵本の読み聞かせや雑誌リサイクル市など、親子で本やおはなしに触れる楽しい時間を過ごしていただきました。

あわせて、「心に残った本の紹介コンクール」にご応募いただいた656作品の中から各部門の最 優秀賞を受賞した7人の方を表彰いたしました。 なお、ご応募いただいた全作品は10月16日から30日まで、美郷町学友館に展示し、多くの方に 見ていただきました。

スポーツ関係では、2回目の開催となるサイクルロードレース「美郷ラベンダーカップ2019」が9月8日に美郷町ラベンダー園を発着する周回コースで行われました。当日は天候にも恵まれ、県内外から180人の選手の参加をいただき、白熱したレースが繰り広げられました。また、これに先立ち前日の7日には初開催のタイムトライアルが美郷自転車競技場で行われ、51人の方が参加しました。

また、秋田25市町村対抗駅伝「ふるさとあきたラン!」が10月6日に鹿角市で行われ、町の部では第1位、総合の部でも過去最高の第2位に輝きました。選手たちは7月から合同練習を行い、互いの信頼関係を深め、今大会で大健闘されました。

次に、提出いたしました議案の概要について、ご説明いたします。

同意第2号から同意第4号「美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ですが、檜森吉裕氏、伊藤光司氏、深沢一彦氏をそれぞれ選任したく、同意を求めるものです。

同意第5号「美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ですが、熊谷文 善氏を任命したく、同意を求めるものです。

議案第74号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」ですが、北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、お諮りするものです。

議案第75号「美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の規定を定めるため、 お諮りするものです。

議案第76号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第77号「美郷町附属機関の設置に関する条例の制定について」ですが、地方公務員法及び 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い町の執行機関の附属機関に関し必要な事項を定め るため、お諮りするものです。

議案第78号「美郷町印鑑条例の一部改正について」ですが、成年被後見人等の権利の制限に係

る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により印鑑登録証明事務処理 要領の一部が改正されるため所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第79号「美郷町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について」ですが、美郷町印鑑条例の一部改正等に伴い所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第80号「美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について」、議案第81号「美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」及び議案第82号「美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」ですが、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第83号「美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ですが、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当等に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第84号「美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正について」ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第85号「美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について」ですが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する 省令の公布及び元号を改める政令の施行に伴い所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第86号から議案第91号までの「指定管理者の指定について」ですが、美郷町住民活動センターなど26施設の指定管理者を指定したくお諮りするものです。

議案第92号「令和元年度美郷町一般会計補正予算第5号」についてですが、役場庁舎、美郷中学校及び美郷総合体育館のエレベーター改修工事の追加、起業者総合支援事業補助金の増額、小中学校の防火設備改修工事の追加及び給与改定による人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第93号「令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号」についてですが、高額 医療費共同事業交付金・拠出金の差額精算等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするも のです。

議案第94号「令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号」についてですが、給与改定による人件費の調整に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第95号「令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号」についてですが、 給与改定による人件費の調整に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第96号「令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」についてですが、後

期高齢者医療広域連合納付金(基盤安定分)の決定に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮り するものです。

議案第97号「令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第3号」についてですが、黒沢地区水道膜ろ過操作盤改良修繕費の追加及び給与改定による人件費の調整等に伴う収入支出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして、ご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

◎陳情第39号の上程、委員会付託

○議長(澁谷俊二君) 日程第5、陳情第39号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める 意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認め、陳情第39号については教育民生常任委員会に審査を付託 することに決定いたしました。

◎陳情第40号の上程、委員会付託

○議長(澁谷俊二君) 日程第6、陳情第40号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認め、陳情第40号については教育民生常任委員会に審査を付託 することに決定いたしました。

◎陳情第41号の上程、委員会付託

○議長(澁谷俊二君) 日程第7、陳情第41号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護 従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認め、陳情第41号については教育民生常任委員会に審査を付託 することに決定いたしました。

◎陳情第42号の上程、委員会付託

○議長(澁谷俊二君) 日程第8、陳情第42号 お金の心配なく、国の責任で、安心してくらせる 社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認め、陳情第42号については教育民生常任委員会に審査を付託 することに決定いたしました。

◎陳情第43号の上程、委員会付託

○議長(澁谷俊二君) 日程第9、陳情第43号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認め、陳情第43号については教育民生常任委員会に審査を付託 することに決定いたしました。

◎陳情第44号の上程、委員会付託

○議長(澁谷俊二君) 日程第10、陳情第44号 「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これ にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認め、陳情第44号については総務常任委員会に審査を付託する ことに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第11、同意第2号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。

(事務局長朗読)

- ○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。
- **〇町長(松田知己君)** ただいまの案件について、説明させてもらいます。

檜森吉裕氏は、現在美郷町商工会の副会長を務められ、平成25年12月18日から固定資産評価審査委員会委員に就任されており、広く地域の実情に通じている方です。よって、檜森氏を美郷町固定資産評価審査委員会委員として選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案するものです。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第2号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第2号 美郷町固定資産評価審査委員 会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第12、同意第3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。

(事務局長朗読)

- ○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。
- ○町長(松田知己君) 伊藤光司氏は、現在調査測量設計保証コンサルタント会社に勤務され、平成25年12月18日から固定審査評価審査委員会委員に就任されており、広く地域の実情に通じている方です。よって、伊藤氏を美郷町固定資産評価審査委員会委員として選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案するものです。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。
- ○議長(**澁谷俊二君**) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第3号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第13、同意第4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。

(事務局長朗読)

- ○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。
- ○町長(松田知己君) 深沢一彦氏は、現在農業に従事され、平成29年8月28日から固定資産評価審査委員会委員に就任されており、広く地域の実情に通じている方です。よって、深沢氏を美郷町固定資産評価審査委員会委員として選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案するものです。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。
- ○議長(滞谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第4号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、表決

O議長(澁谷俊二君) 日程第14、同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求める ことについてを上程し、議題といたします。 議案を朗読します。

(事務局長朗読)

- ○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。
- ○町長(松田知己君) 熊谷文善氏は、会社経営の傍ら美郷町商工会の理事や千畑地区安全運転管理者設置事業所連絡協議会の会長等を歴任され、地域活動に尽力されており、教育に関しても識見をお持ちの方です。よって、熊谷氏を教育委員会委員として任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案するものです。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。
- ○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第5号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命 につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎議案第74号の上程、説明

〇議長(澁谷俊二君) 日程第15、議案第74号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第74号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更条文は議案10ページでございますので、ごらん願います。

変更内容は本規約の別表第1及び別表第2中の「北秋田市周辺衛生施設組合」を削除するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第74号の説明が終わりました。

◎議案第75号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第16、議案第75号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第75号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を定めるため提案するものでございます。

条文の案は議案12ページ以降に記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

第1条の趣旨でございますが、地公法に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、 必要事項を定めるとしてございます。

第2条では給与の種類といたしまして、給料、地域手当等の記載の手当及び報酬を規定してございます。

第3条以降「第1号職員」「第2号職員」といった用語が出てまいりますが、第1号職員とは1週の勤務時間の上限が33時間45分であるパートタイムの職員であり、第2号職員とはフルタイムの職員のことでございます。

第3条から第6条まで及び第10条につきましては、第1号職員の報酬、報酬の減額、時間外勤 務等に係る報酬及び勤務時間の計算及び通勤に要する費用弁償について規定してございます。

第7条及び第8条につきましては、第2号職員の給料及び手当について規定してございます。

9条及び第11条につきましては、第1号職員、第2号職員共通の期末手当及び職務のため旅行 した場合の費用弁償について規定してございます。

第12条につきましては、単純労務の職員の給与の種類及び基準について規定してございます。

第13条及び第14条につきましては、給与の口座振替による支払いと給与からの控除について規 定してございます。

第15条につきましては、任命権者が会計年度任用職員の職務と責任の特殊性等を考慮し、特に

必要と認める場合には給与条例適応職員との均衡及び職務の特殊性等を考慮し、当該職員の給与 について別に定めることができる旨を規定したものでございます。

第16条は規則への委任を規定するものでございます。

附則でございますが、この条例の施行は令和2年4月1日とするものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第75号の説明が終わりました。

◎議案第76号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第17、議案第76号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第76号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、 関係条例の所要の規定を改正したく、提案するものでございます。

改正条文は議案18ページ以降に記載してございまして、一括にて関係する条例9本を改正し、 条例2本を廃止するものでございます。また、新旧対照表は議案資料集3ページ以降に記載して ございますので、こちらをごらん願います。

まずは第1条、美郷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございますが、同条例第3条に規定してございます休職の効果につきまして、第4項として会計年度任用職員に係る規定を追加するものでございます。

次に、第2条美郷町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございますが、同条例第3条に規定してございます減給の効果につきまして、会計年度任用職員に支給する報酬を追加する旨の規定をするものでございます。

次に、第3条美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、 第20条として臨時または非常勤の職員の勤務時間、休暇等につきまして関連する規定を追加する ものでございます。

次に、3ページから4ページにかけてでございます。第4条美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、第7条第2項及び第8条で規定しております職員の中から地公 法第22条の2第1項の会計年度任用職員を除外する旨の規定をするものでございます。また、第 18条及び第19条につきましては、給与条例の改正などによる法令番号の削除など条文等の整理を するものでございます。

次に、4ページ下段から5ページにかけてでございます。第5条美郷町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正及び第6条美郷町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正でございますが、ともに地方公務員法の改正に伴い根拠規定を改正するものでございます。

次に、5ページ中段でございます。第7条美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部改正でございますが、第4条第1項2号の規定から「交通指導隊員」及 び「防犯指導員」を削除するものでございます。また、別表につきましては、地方公務員法及び 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い町の執行機関の附属機関に係る職などについて整 理するものでございます。

次に、8ページ中段をお願いいたします。第8条美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第1条に規定しております趣旨につきまして、同条例の対象としております地公法第3条に規定する一般職に属する職員からの除外規定を追加するものでございます。また、第29条に規定しております非常勤職員の給与につきまして、地公法改正により条文を整理するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。第9条美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございますが、第3条に規定しております報告事項につきまして、非常勤職員に係る除外規定を追加するものでございます。

それでは、議案24ページにお戻り願います。

第10条及び第11条でございますが、地方公務員法の一部改正における特別職の任用の厳格化により、交通指導員及び防犯指導員につきましては、業務委託もしくは有償ボランティアとしての業務推進とすべきとのことなどから美郷町交通指導員条例及び美郷町防犯指導員条例を廃止するものでございます。

附則でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。 説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第76号の説明が終わりました。

◎議案第77号の上程、説明

〇議長(澁谷俊二君) 日程第18、議案第77号 美郷町附属機関の設置に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第77号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、 地方公務員法第3条第3項第2号及び地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、町の執行 機関の附属機関に関し必要な事項を定めるため提案するものでございます。

条文の案は議案26ページ以降に記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

第1条は趣旨でございまして、自治法の規定に基づき附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条では別表に掲げる執行機関別の11の附属機関の名称、所掌事務、定数及び任期を規定してございます。

第3条では第2条に規定しております附属機関の組織、運営等の必要事項は属する執行機関が 定めることとしてございます。

附則でございますが、この条例の施行は令和2年4月1日とし、経過措置といたしまして施行の時点で附属機関の構成員として委嘱されている者に対するこの条例の適用につきましては、第2条の規定に基づく構成員と見なし、その任期は別表に規定する任期にかかわらず通算するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第77号の説明が終わりました。

◎議案第78号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第19、議案第78号 美郷町印鑑条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(高橋久也君) それでは、議案第78号美郷町印鑑条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由ですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴いまして印鑑登録証明事務処理要領の一部も改正になる ことから所要の改正を実施したくお諮りするものでございます。

主な改正点は2点でございます。

改正案は次の30ページにございますが、新旧対照表にて説明しますので議案資料集の10・11ペ

ージをごらんください。

1点目としまして上段第2条第2項ですが、これまで成年被後見人の方は印鑑登録を受けられないものとしていましたが、当該成年被後見人本人による申請があるときは当該本人は意思能力があるものとし、申請を受け付けることは差し支えないとされたことから、新たに2号を定め、成年被後見人を「意思能力を有しない者」の表記に改めるものでございます。

2点目は第5条及び第6条における印鑑証明となるものの登録方法について、記録されている としていたものを磁気ディスク以外にほかの方法にも登録手法が想定されることから、関係文を 調整しまして「記載されている」に改めることの2点でございます。

議案集30ページにお戻りください。この条例の施行期日は国の改正内容の施行と同じ令和元年 12月14日としております。

以上です。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第78号の説明が終わりました。

◎議案第79号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第20、議案第79号 美郷町認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第79号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町印鑑条例の一部改正等に伴い所要の規定を改正したく提案するものでございます

改正条文は議案32ページに記載してございますが、新旧対照表を用い、説明をさせていただき ますので議案資料集12ページをごらん願います。

第3条第2項につきましては、法令番号を改正するものに加え、印鑑登録証明事務処理要領の 一部改正により「成年被後見人」という表記を「意思能力を有しない者」に改めるものでござい ます。

第4条第4項及び第11条につきましては、条文中の磁気「テープ」という表記を磁気「ディスク」に改めるものでございまして、美郷町印鑑条例と整合性を図るものでございます。

議案32ページのほうへお戻りいただきたいと思います。

ページ中段の附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日としてございます。また、 経過措置といたしまして令和元年11月5日から施行の日までの間に改正前の美郷町地縁団体印鑑 条例第3条の規定によりされた登録の申請につきましては、改正後の規定によりされた登録の申請とみなすこととしてございます。

説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第79号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(午前11時00分)

(午前11時09分)

○議長(澁谷俊二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第80号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第21、議案第80号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第80号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、令和元年度の人事院勧告を受けての国の対応並びに秋田県人事委員会の勧告を受けての県の対応に倣うとともに県内の他市町村の動向を踏まえ、期末手当を令和元年12月支給にさかのぼり支給率を改定するとともに令和2年度以降の6月・12月の支給率を平準化するというものでございます。

内容でございますが、改正条文は34ページ、新旧対照表は議案資料集の14ページとなってございますが、議案資料集の13ページの関連資料にて説明をさせていただきます。

現行の12月支給月の期末手当の支給率100分の157.5を0.05カ月引き上げ、令和元年12月にさかのぼり100分の162.5とするものでございます。令和2年4月以降につきましては、支給率の平準化を図るため6月及び12月の支給率を100分の160にするというものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第80号の説明が終わりました。

◎議案第81号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第22、議案第81号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条

例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第81号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、議案第80号と同様に美郷町町長及び副町長につきましても、人事院 勧告を受けての国の対応並びに秋田県人事委員会の勧告を受けての県の対応に倣うとともに県内 の他市町村の動向を踏まえ、期末手当を令和元年12月支給にさかのぼり支給率を改定するととも に令和2年度以降の6月・12月の支給率を平準化するというものでございます。

改正内容でございますが、議案第80号と同様でございます。

説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第81号の説明が終わりました。

◎議案第82号の上程、説明

O議長(澁谷俊二君) 日程第23、議案第82号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に 関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第82号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、議案第80号と同様に美郷町教育委員会教育長につきましても人事院 勧告を受けての国の対応並びに秋田県人事委員会の勧告を受けての県の対応に倣うとともに県内 の他市町村の動向を踏まえ、期末手当を令和元年12月支給にさかのぼり支給率を改定するととも に令和2年度以降の6月・12月の支給率を平準化するというものでございます。

改正内容でございますが、議案第80号と同様でございます。

説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第82号の説明が終わりました。

◎議案第83号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第24、議案第83号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(本間和彦君) 議案第83号について、ご説明いたします。

提案理由でございますが、ことし10月に秋田県人事委員会より給与改定についての勧告が行われました。本町においても、職員給与について県人事委員会の勧告等に準じた改定をしたく提案するものでございます。

県人事委員会の勧告の概要でございますが、議案資料集17ページをごらん願います。

勧告のポイントでございますが、月例給は公民較差を解消するため給料表の水準を引き上げ、 勤勉手当は県内民間の支給割合にあわせ、0.1カ月引き上げることでございます。

それでは改正内容をご説明いたします。改正条文は40ページから、新旧対照表は議案資料集の 18ページからとなってございますが、議案資料集の17ページ中段の「美郷町一般職の職員の給与 に関する条例 改正の概要」にてご説明させていただきます。

1番の①給料表の改正でございますが、公民較差(0.11%)を解消するため平成31年4月1日より給料表の水準を引き上げるものでございます。改正後の給料表を議案40ページ以降に掲載してございますが、給料月額の引き上げ率は0.03%から0.97%でございます。

続きまして、②勤勉手当の改正でございますが、令和元年12月期の支給割合を0.925カ月とし、 令和2年度以降の年間支給割合を1.75カ月とするものでございます。

また、③で令和2年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当が均等となるよう配分するものでございます。

続きまして2番、時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額についてでございますが、総務省通知を受け、当該額の算定基礎に寒冷地手当分を加えるものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第83号の説明が終わりました。

◎議案第84号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第25、議案第84号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長(煙山光成君) 議案第84号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

改正内容は議案集48ページから61ページでございますが、新旧対照表にてご説明いたしますので、資料集20ページをお開きください。

今回の一部改正は子ども・子育て支援法の改正を受けて運営基準の一部を改正する内閣府令の

施行に伴うものでございます。

なお、この条例改正案については、9月議会定例会において提案し、その後内閣府において誤りがあることが判明したために一旦取り下げをさせていただいた経緯がございます。その後、9月25日付の官報において、内閣府令の修正が行われたことから該当する部分を改め、このたび提案をさせていただくものでございます。

本年10月1日より3歳以上の就学前児童の教育施設及び保育施設の利用料が無償化されましたが、その際に認可外保育施設など給付対象の子ども・子育て施設の範囲が拡大されております。こうしたことから、従来「支給認定」あるいは「支給認定子ども」と表記されていた部分が「教育・保育給付認定」あるいは「教育・保育給付認定子ども」などに変更されております。しかし、一部に支給認定という表記が残る関係がございまして条文ごとに改める必要があり、改正条文が非常に長くなっております。重複する部分は割愛をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料集をごらんください。

第2条の改正でございますが、第9号は支給認定等の表記を改めるものでございます。

第12号から第16号は新設でございまして、新設された号が第12号の前に挿入されたことから、 第12号を第17号とし、以下5号ずつ繰り下げを行います。繰り下げ後の第19号は法律において引 用条項の変更によるものでございます。

21ページ中段をお願いいたします。第3条でございますが、「保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたもの」の文言を追加するものでございます。

第5条でございますが、利用者負担の根拠明示でございます。

24ページ中段をお願いいたします。第13条でございますが、利用者負担額等の受領対象者を「満3歳未満保育認定子どもの給付認定保護者に限る」と改めるものでございます。

25ページ中段をお願いいたします。第4項でございますが、基本的には給付の対象から副食費を除くこととし、アから次の26ページ、イにおいては、例外的に副食費を給付の対象とできる世帯を定めるものでございます。

31ページ中段をお願いいたします。第35条第3号でございますが、引用条項を追加するもので ございます。

33ページをお願いいたします。第37条でございますが、事業所内保育事業を除く特定地域型保育事業に適用する条文であることを明示し、各施設の位置づけを平成26年厚生労働省令第61号から引用するよう改めるものでございます。

35ページをお願いいたします。第42条は第2項から第6項に代替保育に関すること、施設間の 連携確保に関することを追加するものでございます。

37ページ上段をお願いいたします。新たな第7項の次に一項を挿入し、特例保育所型事業所内保育事業者については、連携施設の確保をしなくともよい旨を規定しております。

第43条は引用条項の整理によるものでございます。

41ページをお願いいたします。第51条第3項は読みかえ規定を追加するものでございます。

42ページをお願いいたします。第52条第3項でございますが、費用に関する読みかえ規定の追加でございます。

43ページから45ページの附則の改正でございますが、施設型給付費等に関する経過措置を規定した第4項と第5項を削除し、第6項以下を2項ずつ繰り上げるものでございます。

新第5項においては、連携施設に関する経過措置について、5年とされていた期間を10年に改めるものでございます。

議案集61ページをお願いいたします。附則でございますが、改正条例の施行期日を公布の日と するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第84号の説明が終わりました。

◎議案第85号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第26、議案第85号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長(煙山光成君) 議案第85号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

改正内容は議案集64ページでございますが、新旧対照表にてご説明いたします。資料集46ページをお開きください。

今回の一部改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚 生労働省令の公布に伴うものと元号を改める政令の施行に伴うものでございます。

第10条の改正でございますが、放課後児童支援員の資格を付与する研修の実施者はこれまで都 道府県知事とされておりましたが、指定都市の長も可能とするものでございます。

次に、附則の改正でございますが、元号を改めるものでございます。

議案集64ページをお願いいたします。改正附則でございます。改正条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。また、この附則の2項でございますが、支援資格が付与される研修が年に1回しか開催されない現状に鑑み、教職員免許、保育士資格等を有する方については、放課後児童支援員とみなす規定を3年間延長することも規定してございます。

説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第85号の説明が終わりました。

◎議案第86号の上程、説明

- O議長(澁谷俊二君) 日程第27、議案第86号 指定管理者の指定についてを上程いたします。 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。
- **○企画財政課長(髙橋 穣君)** 10月10日付で特定非営利活動法人みさぽーとより美郷町住民活動 センターの指定管理者の指定を引き続き受けたい旨の申請があり、11月12日に開催した美郷町指 定管理者選定委員会において、同法人を候補者に選定いたしました。

よって、特定非営利活動法人みさぽーとを美郷町住民活動センターの指定管理者として指定したく地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定期間は令和2年4月1日から3年間でございます。 説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第86号の説明が終わりました。

◎議案第87号の上程、説明

- ○議長(澁谷俊二君) 日程第28、議案第87号 指定管理者の指定についてを上程いたします。 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。
- **〇商工観光交流課長(黒田逸人君)** 議案第87号についてご説明いたします。

令和元年10月25日付であきた美郷づくり株式会社より議案表中、1.指定管理者に管理させる 公の施設に記載の20施設につきまして、引き続き指定管理者の指定を受けたい旨の申請がござい ました。11月19日付で美郷町指定管理者選定委員会により候補者として選定されましたことから、 地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定の期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。 説明は、以上です。 ○議長(澁谷俊二君) これで、議案第87号の説明が終わりました。

◎議案第88号の上程、説明

- ○議長(澁谷俊二君) 日程第29、議案第88号 指定管理者の指定についてを上程いたします。 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。
- ○農政課長(高橋 勉君) 議案第88号についてご説明いたします。

令和元年10月30日付で美郷町あったか山直売所運営協議会より議案表中、1.指定管理者に管理させる公の施設に記載の美郷町あったか山直売所につきまして、引き続き指定管理者の指定を受けたい旨の申請がございました。11月12日美郷町指定管理者選定委員会により候補者として選定されましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定の期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。 説明は、以上です。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第88号の説明が終わりました。

◎議案第89号の上程、説明

- O議長(澁谷俊二君) 日程第30、議案第89号 指定管理者の指定についてを上程いたします。 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。
- ○農政課長(高橋 勉君) 議案第89号についてご説明いたします。

令和元年10月31日付で株式会社美郷の大地より議案表中、1.指定管理者に管理させる公の施設に記載の美郷町アクティセンター、美郷町堆肥センターにつきまして、引き続き指定管理者の指定を受けたい旨の申請がございました。11月12日美郷町指定管理者選定委員会により候補者として選定されましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定の期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。 説明は、以上です。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第89号の説明が終わりました。

◎議案第90号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第31、議案第90号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

〇生涯学習課長(皆川信之君) それでは、議案第90号についてご説明いたします。

令和元年10月18日付で特定非営利活動法人みさぽーとより議案表中、1.指定管理者に管理させる公の施設、美郷町屋内スポーツ館の指定管理者の指定を引き続き受けたい旨の申請があり、11月12日開催の美郷町指定管理者選定委員会において同法人を候補者として選定されましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。 説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第90号の説明が終わりました。

◎議案第91号の上程、説明

- O議長(澁谷俊二君) 日程第32、議案第91号 指定管理者の指定についてを上程いたします。 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(皆川信之君)** 議案第91号についてご説明いたします。

令和元年10月24日付で特定非営利活動法人みさぽーとより議案表中、1.指定管理者に管理させる公の施設、美郷町歴史民俗資料館の指定管理者の指定を引き続き受けたい旨の申請があり、11月12日開催の美郷町指定管理者選定委員会において同法人を候補者として選定されましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。 説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第91号の説明が終わりました。

◎議案第92号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第33、議案第92号 令和元年度美郷町一般会計補正予算第5号を上程 いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

〇企画財政課長(髙橋 穣君) 議案第92号について、ご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,727万7,000円を追加する 件及び繰越明許費の補正3件並びに地方債の補正3件でございます。 初めに84ページ、第2表繰越明許費補正についてご説明いたします。

2款1項の役場庁舎エレベーター改修事業でございますが、改修に必要な資材、機器等が受注 生産のため期間を要し、年度内の完成が困難な状況にあることから繰越明許費とするものでござ います。次の10款3項中学校エレベーター改修事業並びに10款5項総合体育館エレベーター改修 事業につきましても、同様の理由により繰越明許費とするものでございます。

次に85ページ、第3表地方債補正をご説明いたします。

合併特例債でございますが、限度額を1億610万円増額し、5億5,840万円とするものでございます。過疎対策事業債につきましては、限度額を3,710万円減額し、5億6,070万円とするものでございます。緊急防災・減災事業債につきましては、限度額を2,740万円減額し、1,300万円とするものでございます。それぞれ事業の追加や事業完了、または財源の組み替え等の理由により限度額を変更するものでございますが、個別の内容につきましては歳入の21款町債でご説明いたします。

○税務課長(藤田信晴君) 続きまして、歳入についてご説明いたします。90ページ・91ページを お願いいたします。

1款2項1目固定資産税1節現年課税分ですが、償却資産の課税標準額について、当初予算時の積算に比べ約3億6,000万円の申告の増があり、固定資産税として500万円の増額補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長(髙橋 穣君) 9款1項1目地方特例交付金は交付額確定により増額するものでございます。

10款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○福祉保健課長(齊藤敦子君) 14款1項1目1節保険基盤安定負担金でございますが、交付額の確定に伴う減額でございます。 2節障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設給付費負担金でございますが、障害者総合支援法による障害福祉サービス給付の増額が見込まれるため国庫負担分として費用の2分の1分を計上しております。

次のページをお願いいたします。 2 項 2 目 1 節地域生活支援事業費補助金でございますが、 訪問入浴サービスの増額が見込まれるため国庫補助分として費用の 2 分の 1 分を計上してお ります。

3目2節感染症予防事業費等国庫補助金でございますが、成人男性に係る風疹抗体検査及び予防接種の請求等国民健康保険団体連合会を介して行われることとなったため請求書及び

予診表の印刷が不要となり、費用の減額による国庫補助分として費用の2分の1分を減額計上しております。

15款1項1目1節社会福祉費負担金でございますが、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険基盤安定負担金の交付額が確定したことに伴う補正でございます。2節障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設給付費負担金でございますが、障害者総合支援法による障害福祉サービス給付の増額が見込まれるため県負担分として費用の4分の1分を計上しております。

- **〇企画財政課長(髙橋 穣君)** 15款2項1目1節総務費補助金の生活バス路線維持費補助金 でございますが、県補助額の確定により増額するものでございます。
- ○福祉保健課長(齊藤敦子君) 2目1節地域生活支援事業費補助金でございますが、訪問入 浴サービスの増額が見込まれるため県補助分として費用の4分の1分を計上しております。
- \bigcirc **企画財政課長(髙橋 穣君)** 次の94・95ページをお願いいたします。

15款3項1目4節統計調査費委託金でございますが、工業統計及び経済センサス並びに農林業センサスの調査委託金の交付決定により補正するものでございます。

次に17款1項2目1節指定寄付金のふるさと美郷応援寄付金でございますが、ふるさと納税の現在の寄付状況と今後の見込みを勘案し、250万円を増額するものでございます。その下、指定寄付金でございますが、昨年度に引き続き佐々木 毅先生より500万円の寄付をいただいておりますので、計上するものでございます。

続きまして、18款1項1目振興基金繰入金でございますが、乗り合いタクシー運行事業の 財源の一部を振興基金から過疎対策事業債へ組み替えるため減額するものでございます。

その下、3目公共施設整備基金繰入金でございますが、役場庁舎エレベーター改修工事の 財源として繰り入れるものでございます。

- 〇福祉保健課長(齊藤敦子君) 20款5項3目1節国庫支出金過年度収入でございますが、平成30年度児童手当交付金の額確定に伴う被用者・非被用者分の追加交付を計上しております。
- **〇建設課長(木村英彰君)** 4目1節雑入の資源化物売却収入ですが、除雪機械、グレーダ1 台を売却した収入でございます。
- 〇総務課長(本間和彦君) 同じく雑入でございますが、開催を予定してございます美郷大使の佐々木 毅氏の文化勲章受章記念祝賀会の会費でございます。一人当たり5,000円で150人分を見込んでございます。
- **〇農政課長(高橋 勉君)** その下の多面的機能支払交付金返還金ですが、県の指導によりま

して平成30年度で5年ごとの活動期間が終了したことにより、町に31組織あるうち5つの組織で使途の見込みのない残額につきまして返還が発生したことにより計上するものでございます。

〇企画財政課長(髙橋 穣君) 次の $96 \cdot 97$ ページをお願いいたします。

上の雑入でございますが、県道拡幅工事により町が実施する支障となる光ケーブルの移転工事 に対する県からの補償料の受け入れを追加するものでございます。

- 〇農政課長(高橋 勉君) 続きまして機構集積協力金返還金ですが、離農によって県から町を通じて経営転換協力金を受け取った農家が事情により農地中間管理機構への貸し付けを解除することに伴い協力金の返還が生じ、町を介して県に返還するため予算計上するものでございます。
- 〇企画財政課長(髙橋 穣君) 次に21款町債です。1項1目総務債の1節生活交通対策事業債でございますが、予約制乗り合いタクシー運行事業の財源の一部を振興基金から過疎対策事業債に組み替えて充当するため追加するものでございます。9節雇用対策事業債でございますが、まちなかエリア活性化事業の財源に過疎対策事業債を充当するため追加するものでございます。
 - 3目商工債の1節観光施設整備事業債でございますが、湯とぴあ雁の里温泉の飲料送水管、温泉引き込み管敷設がえ工事等施設整備費の財源に合併特例債を充当するため追加するものでございます。
 - 5 目消防債の1節消防施設整備事業債でございますが、旧防火水道管閉鎖工事完了実績により財源としている合併特例債を減額するものでございます。
 - 6目教育債の1節教育施設整備事業債でございますが、美郷町中学校体育館屋根及びセミナーハウス体育館屋根改修工事の財源を過疎対策事業債から合併特例債に組み替えるものでございます。
 - 7 目農林水産業債の 2 節農山漁村活性化事業債でございますが、佐藤家蔵移築事業実績による財源の合併特例債の減と道の駅改修事業の財源として充当する合併特例債の追加による増額でございます。
 - 8目衛生債の1節保健衛生施設整備事業債でございますが、保健センターの非常用発電設備、空調設備改修事業の財源を緊急防災・減災事業債から合併特例債に組み替えるものでございます。

歳入の説明は、以上でございます。

○総務課長(本間和彦君) 続きまして歳出でございますが、初めに各款項目の2節・3節・ 4節の人件費につきまして、一括して説明をさせていただきます。

今回の人件費の補正は議案第80号から83号までの議会議員、特別職の期末手当改定及び職員の給与改定による増額並びに職員手当支給対象者の変動による調整が主なものでございまして、一般会計全体で560万1,000円の増額でございます。

人件費の補正の概要につきましては、124ページからの給与費明細書に記載してございます ので、こちらをごらんいただきたいと思います。

まず、特別職でございますが、内訳といたしまして1節の報酬が72万8,000円、3節の期末手当が11万1,000円の増額となってございます。125ページの一般職でございますが、2節の給料が14万円、3節の職員手当が462万2,000円の増額となっております。職員手当の増額分の内訳は中段の表の記載のとおりでございます。

人件費の補正の概要は以上でございますので、以降各款項目の人件費の説明は省略をさせていただきます。

それでは、人件費以外の歳出につきまして順次説明をしてまいります。それでは98ページ・99ページ中段をお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の15節工事請負費でございますが、役場庁舎のエレベーターにつきまして防災及び耐震対策工事を実施するものでございます。これは建築基準法施行規則及び建築基準法施行令の一部改正にあわせ、平常時の使用に加え地震等の災害時の安全対策の強化を図るための改修でございます。

○企画財政課長(髙橋 穣君) 2目行政推進費11節修繕料でございますが、住民活動センターのホールの電動式収納ステージにふぐあいが生じ、修繕料の追加をお願いするものでございます。19節生活バス路線等維持費補助金は路線バス運行維持のため羽後交通への補助でございますが、今年度の額が確定したことから増額するものでございます。

なお、歳入で増額する県補助金が財源の一部として充当されます。

続きまして、6目企画費8節報償費の報償金でございますが、歳入で増額するふるさと納税寄付金の増額に伴い返礼品の経費を増額するものでございます。飛ばして、12節役務費でございますが、次の100・101ページをお願いいたします。ふるさと納税PRのための広告料を減額し、寄付金の増額に伴いポータルサイト及び決済等の手数料を増額するものでございます。

○総務課長(本間和彦君) 98ページ・99ページに戻っていただきたいと思います。同じく6

目企画費でございますが、8節・11節・12節、次のページの13節に佐々木 毅氏の文化勲章 受章記念祝賀会に係る経費を計上してございます。計上予算の内訳は、記念品、会場設営に 要する経費、食糧費、通信運搬費等でございます。

〇企画財政課長(髙橋 穣君) もう一度100ページ・101ページをごらん願います。

7目電子計算費11節消耗品費でございますが、庁舎内プリンターのトナー、感光帯ユニット等の消耗品費に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。13節電子機器類設定委託料でございますが、新しい財務会計システムについて一部出力帳票を個別にカスタマイズする必要があり、その経費を増額するものでございます。15節電気通信工事ですが、県道拡幅工事に伴い支障となる光ファイバー移転工事費を追加するものでございます。なお、これには県からの補償金が財源として充当されます。

19節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金でございますが、共同電算システム運用 に係る遠隔バックアップ経費等の追加や印刷BPO実績による精算により負担金を追加する ものでございます。

続きまして、11目地方創生事業費8節報償費でございますが、第2期美郷版総合戦略策定のため策定委員への報償金を追加するものでございます。

- ○商工観光交流課長(黒田逸人君) 同じく地方創生事業費19節負担金補助及び交付金ですが、 起業者総合支援事業補助金として千畑地区において音楽教室を開業したいとの申請があり、 1件分200万円の補正をお願いするものです。
- ○企画財政課長(髙橋 穣君) 102・103ページをお願いいたします。

2款5項2目基幹統計費1節の調査員報酬でございますが、1月以降に実施される農林業センサス調査員報酬の算定基準が示されたことに伴い、増額するものでございます。11節需用費の消耗品費及び食糧費は経済センサスに係る経費の確定により減額するものでございます。

○福祉保健課長(齊藤敦子君) 3款1項1目7節事務補助員賃金でございますが、臨時的任用職員の通勤手当の不足が見込まれるため補正をお願いするものでございます。19節社会福祉協議会補助金でございますが、職員の減による人件費分補助金の減額でございます。福祉センター管理費補助金でございますが、屋根防水改修工事完了に伴う補助金の減額でございます。

2目12節手数料でございますが、児童発達支援に係る利用者の増による補正でございます。 13節訪問入浴事業委託料でございますが、利用回数の増による補正でございます。20節扶助 費でございますが、更生医療、補装具及び障害福祉サービス給付利用者増による補正でござ います。

次のページをお願いいたします。

3 目 8 節報償費から13節委託料まででございますが、金婚式及び敬老会事業が完了したことによる減額でございます。

4目19節療養給付費負担金でございますが、平成30年度後期高齢者医療療養給付費負担金の額確定に伴う補正でございます。28節繰出金でございますが、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業繰入金の額確定に伴い繰出金を補正するものでございます。

○教育総務課長(煙山光成君) 2項3目児童福祉施設費でございますが、11節光熱水費は電気使用料の増加、修繕料は小破修繕の増に伴い、それぞれ予算に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。13節委託料は他の自治体の保育所や幼稚園等に入園している広域入所園児に係る業務委託料で入園児の増加に伴うものでございます。次のページをお開きください。15節工事請負費でございますが、各こども園の厨房の床補修、排水溝の補修に係る費用が主なものでございます。23節償還金利子及び割引料でございますが、広域入所園児に係る平成30年度の子どものための教育・保育給付金交付金の額が確定したことに伴う国・県への返還金でございます。

4目子育て支援費でございますが、11節需用費は放課後児童クラブの小破修繕費用に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。23節償還金利子及び割引料でございますが、平成30年度の放課後児童クラブの運営及び病児保育事業に対する子ども・子育て支援交付金の額が確定したことに伴う国への返還金でございます。

3款は、以上でございます。

○福祉保健課長(齊藤敦子君) 4款1項1目13節委託料及び15節工事請負費でございますが、 保健センターの給排水冷暖房衛生設備工事完了に伴う減額でございます。23節返還金でございますが、平成30年度子ども・子育て支援交付金の乳児家庭全戸訪問事業に係る額確定により返還が生じるため補正をお願いするものでございます。

2目11節印刷製本費でございますが、成人男性に係る風疹抗体検査及び予防接種の請求等 国民健康保険団体連合会を介して行われることとなったため請求書及び予診表の印刷が不要 となり減額するものでございます。

○住民生活課長(高橋久也君) 次の108・109ページをごらんください。上段、4款2項1目 清掃費13節の有料ごみ袋の製作費用ですが、事業が完了しましたので請け負い差額分を減額 するものでございます。

○商工観光交流課長(黒田逸人君) ページ中段、5款1項1目労働諸費ですが、8節報償費及び11節需用費は美郷町技能功労者表彰事業費の事業完了に伴う減でございます。13節委託料はハローワーク大曲角館、県仙北地域振興局、大仙市、仙北市、美郷町で構成する仙北地域雇用促進連絡会議では例年仙北地域企業説明会を実施しており、今年度2月の同説明会に参加する六郷高校生の送迎に使用するバスが不足する見込みであることからバス運行業務委託料として中型バス1台分の補正をお願いするものです。

5款の説明は、以上でございます。

〇農政課長(高橋 勉君) 続きまして、6款1項3目農業振興費9節費用弁償ですが、鳥獣被害対策実施隊員のクマの捕獲にかかわるもので、捕獲許可期間を12月16日まで延長していることや、捕獲頭数が昨年に比べ増加していることから不足が見込まれるため増額するものでございます。19節の経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、県からの補助金を充当いたしまして町地域農業再生協議会への補助金としておりますが、同じく充当しております3節時間外勤務手当等々の執行状況によりまして40万円の増減を行う組み替えを行うものでございます。

続きまして、5目担い手対策費23節の機構集積協力金返還金ですが、農家が納めた返還金 を県へ支払いするものでございます。

○商工観光交流課長(黒田逸人君) 続いて110ページ・111ページをお願いします。

6款1項6目農業振興施設管理費13節委託料ですが、現在実施している道の駅雁の里せんなんの実施設計業務委託の設計範囲を広げることによる200万円の補正と道の駅のロゴマークを作成するためのデザイン委託料55万円の補正をお願いするものでございます。

道の駅の実施設計範囲の拡大でございますが、国との協議により道の駅エリア内にある国 所管のトイレ、交通情報施設は国で改修する運びとなりました。そのため、道の駅全体の動 線の引き直しや一体的なデザイン、株式会社モンベル直営店との連帯感を醸すため、既に実 施している道の駅本体の実施設計業務とあわせて一体的に行う必要が生じたことからトイレ 及び交通情報施設の実施設計を追加することとなったものです。

なお、国所管の交通情報施設には町の観光インフォメーションセンターを設置することで 既に実施設計を行っていることから実務は町が一体的に行いますが、財源につきましては国 に応分のご負担をいただくことで了承をいただいております。

また、ロゴマークの作成につきましては、コンセプトをわかりやすくロゴマークで表示し、

ありのままの美郷町の体験、多様な人が訪れたくなる場所、入りやすく、ずっといたくなるような環境といった道の駅のリノベーションコンセプトを明確にお客様に届けるため施設内提示や看板、のぼりへの掲出、ホームページや包装紙への表示といった取り組みを通じ、道の駅の認知度向上、親しみやすい施設として売り出していきたいと考えております。

- 〇農政課長(高橋 勉君) 続きまして、8目農村整備費23節多面的機能支払交付金返還金につきましては、歳入でご説明しました多面的機能支払交付金返還金のうち、国50%・県25%、合わせて75%分を返還するものでございます。
- **〇建設課長(木村英彰君)** 28節は農業集落排水事業特別会計繰出金でございます。内容につきましては、後ほど議案第95号で説明いたします。
- **〇企画財政課長(髙橋 穣君)** 9目農観連携交流促進施設整備事業費でございますが、佐藤 家蔵移築事業実績による充当する合併特例債の減額に伴う財源組み替えを行うものでござい ます。
- ○商工観光交流課長(黒田逸人君) 続いてページ中段、7款をご説明いたします。

7款1項2目商工観光費19節負担金補助及び交付金ですが、空き店舗等対策事業補助金として一事業者より商工会に町内空き店舗を活用し、新たに事業所を構えたいとの申請があっため、本年度分の不足見込み額10万円の補正をお願いするものでございます。

続いて3目観光費ですが、9節旅費と13節委託料のうち美郷雪華栽培委託料は美郷雪華PR事業の事業完了に伴う減でございます。1つ戻りまして11節の需用費の修繕料につきましては、観光施設及び公衆トイレにおいて緊急を要する修繕が必要になった場合に備え、今後不足が見込まれる38万円と既に事業完了となった大台野広場施設整備費の修繕の実績減1万1,000円の差し引きで36万9,000円の補正をお願いするものでございます。13節委託料のうち施設看板改修業務委託料は道の駅の名称変更に係る14個の看板の修正に要する経費でございます。15節工事請負費はラベンダー園内の展望台階段等塗装工事の事業完了に伴う減でございます。

続いて112ページ・113ページをお願いします。

7款1項4目15節工事請負費として安全上及び衛生上の問題から対処する必要が生じた工事分として793万3,000円の補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、千畑温泉サンアールのサウナ室ガラス取りかえ工事、六郷温泉あったか山浴室天井塗装工事、湯とぴあ雁の里せんなん大浴場塗装工事の3つとなっております。

以上で、7款の説明を終わります。

〇議長(澁谷俊二君) 説明途中ですけれども、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時59分)

(午前 1時00分)

- ○議長(澁谷俊二君) 休憩前に引き続き会議を再開します。
- **〇建設課長(木村英彰君)** 議案集112ページ・113ページ中段をごらんください。

8款2項2目道路維持費7節の一般軽作業員賃金並びに14節の機械借上料は道路施設の草刈り作業終了に伴う減額でございます。18節の車両購入費は道路維持管理車1台購入に伴う請け負い差額を減額するものでございます。

続いて、3目道路新設改良費9節旅費は用地交渉において県外に住まわれている地権者との面会交渉が不要になったことによる減額でございます。15節並びに22節につきましては、歩道整備事業において補償費を工事費に組み替えて歩道の早期共用を図るものでございます。これにより70メートル延びまして計370メートル施工できると見込んでおります。また、補償費は来年度、令和2年度で実施を見込んでおります。

次のページをお開きください。

3項1目河川総務費13節の河川管理業務委託料は河川愛護活動に対する委託料ですが、秋田県が施行する河川環境維持事業にて同様の活動を実施したことにより町の委託料が不要となったことによる減額でございます。19節の雄物川水系水質対策連絡協議会は負担金廃止による減額、後三年駅前流雪溝維持管理費負担金は国営かんがい排水事業工事に伴う用水路工事による断水により負担金の減額でございます。

なお、当地区の断水は今年度のみの見込みです。

続きまして、5項1目下水道費の28節は下水道事業特別会計繰出金でございます。内容につきましては、後ほど議案第94号で説明いたします。

続きまして、6項1目住宅管理費11節の修繕料ですが、公営住宅に長期入居していた方が退去され、改めて入居募集をするために経年劣化した床や壁を修繕する必要があること、また水道管の破裂や老朽化による施設小破修繕に対応するため経費を計上しております。12節の水質検査手数料及び15節の防水工事費は請け負い差額分の減額でございます。

○住民生活課長(高橋久也君) 続きまして、116・117ページをごらんください。

9款1項5目消防施設費15節の工事請負費ですけれども、六郷地区の旧防火水道管の閉鎖等工事について工事が完了しましたので請け負い差額分を減額いたします。

- ○教育次長兼教育推進課長(木村光紀君) 10款1項3目11節の需用費でございますが、タイ王国中学生交流事業において消耗品費に不足が見込まれるため増額をお願いするものでございます。 19節負担金補助及び交付金でございますが、タイ王国への美郷中生の訪問事業が完了したことに伴って減額するものでございます。
- ○教育総務課長(煙山光成君) 118・119ページ上段をお願いいたします。

2項小学校費1目学校管理費でございますが、11節は修繕料に不足が見込まれるため増額をお願いするもの、13節は千畑小学校校地内の松8本が松くい虫の被害を受けたため伐採燻蒸処理する費用でございます。15節でございますが、このたびの特殊建築物防火設備調査において防火扉を制御する装置等の経年劣化が認められたことから改修整備するものでございます。

- ○教育次長兼教育推進課長(木村光紀君) 2目教育振興費11節の需用費でございますが、令和2年度から使用する教科用図書が改訂となるため教師用の教科書や指導書等を購入したく補正をお願いするものでございます。同じく18節の備品購入費でございますが、11節と同様新しい教科用図書に対応した教材を購入したく補正をお願いするものでございます。
- ○教育総務課長(煙山光成君) 3項中学校費1目学校管理費11節修繕料でございますが、修繕費用に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。15節工事請負費でございますが、エレベーターの防災及び耐震工事、防火設備の改修整備に要する費用でございます。
- 〇生涯学習課長(皆川信之君) 4項1目8節報償費でございます。19ページの一番下になります。 これは高齢者いきいき大学閉校式の際の講演会講師2名に係る費用弁償として14万1,000円の補正 をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

4項4目社会教育施設費11節需用費、修繕料でございます。これについては、公民館の保守点検などによりましてふぐあい箇所が見つかりました原水ポンプの交換、それから南ふれあい館の1階和室の可動式間仕切りのレール部分の磨耗などにより修繕が必要な部分について67万7,000円を計上してございます。

次に5項保健体育費1目保健体育総務費です。8節報償費と13節委託料について、あわせてご 説明いたします。

来年、令和2年1月に立ち上げを予定しております、仮称ではございますが、「東京2020オリンピックを楽しもう会」の関係予算のための組み替えでございます。交流キャンプ事業委託料から21万3,000円を減額し、楽しもう会の委員の報償として8万1,000円を、また啓発ポスター製作に13万2,000円を計上するものでございます。次に19節負担金補助及び交付金です。総合体育館

リリオスで令和2年1月開催予定の第4回魁星旗争奪少年フットサル大会の補助金として30万円 をお願いするものでございます。

次に5項2目保健体育施設費でございます。11節需用費修繕料ですが、総合体育館リリオスと 中央体育館の修繕料として132万6,000円を計上してございます。

内訳でございますが、総合体育館リリオスの遮光用ロールスクリーンの劣化による修繕でございますが、これから予定されます各種大会の運営に支障があるため58万5,000円をお願いするものです。また、保守点検によりふぐあいが確認された冷暖房設備の室外機3台の修繕に45万9,000円を、また消防設備点検でふぐあいが確認された中央体育館の防火扉2台の修繕に28万2,000円でございます。

次に15節工事請負費でございます。施設改修工事費として1,392万1,000円を計上してございます。これについては、美郷総合体育館リリオスのエレベーター改修工事でございます。エレベーターの扉が開いたまま動き、人が挟まれることを防止するための改修工事ですが、あわせて最新の建築基準法を遵守するための耐震改修工事等が含まれております。これにより計算上ではございますが、計画耐用年数が20年延びることになります。次に19節負担金補助及び交付金ですが、宿泊交流館ワクアスの利用促進のため合宿応援事業として一人当たり1,000円の補助金を交付しておりますが、当初予定人数よりも30人ほど増員が見込まれるため3万円の増額をお願いするものでございます。

2目までの説明は、以上でございます。

- ○教育総務課長(煙山光成君) 3目学校給食費でございますが、11節は修繕料に不足が見込まれるために増額をお願いするものでございます。15節工事請負費でございますが、南学校給食センターの蒸気ボイラー等ふぐあいが認められる設備の改修工事に関するものでございます。18節備品購入費でございますが、南学校給食センターのフライヤーの更新、それから両給食センターの保温食缶等の更新費用でございます。
- **○企画財政課長(髙橋 穣君)** 122ページ・123ページをお願いいたします。

13款1項1目基金費でございますが、ふるさと美郷子ども育成基金積立金は歳入で増額するふるさと納税寄付金を全額同基金に積み立てるものでございます。

- ○教育総務課長(煙山光成君) 同じ節の下段は、歳入でもご説明いたしましたが、このたび佐々木 毅先生から頂戴した寄付金を佐々木 毅鴻鵠の志育成基金に積み立てるものでございます。 歳出の説明は、以上でございます。
- ○議長(澁谷俊二君) これで、議案第92号の説明が終わりました。

◎議案第93号の上程、説明

〇議長(澁谷俊二君) 日程第34、議案第93号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(齊藤敦子君) 議案第93号について、ご説明いたします。今回の補正は417万2,000円を追加するものでございます。

それでは、歳入からご説明させていただきますので、134・135ページをお願いいたします。

3款1項2目1節社会保障税番号システム整備費補助金でございますが、令和2年度から施行されるマイナンバーカードや保険証を用いた資格確認などに対応するシステム改修に係る国庫補助金で、費用の全額補助でございます。

4款1項2目1節特別交付金でございますが、医療費総額のうち結核及び精神病にかかわる割合が15%を超える場合に交付される特別調整交付金に該当する見込みとなったことにより増額分を計上しております。

5款1項1目1節国民健康保険事業基金利子でございますが、増額が見込めることにより計上 しております。

6款1項1目1節と2節の保険基盤安定繰入金及び次のページ、5節財政安定化支援事業繰入 金でございますが、交付額が確定したことにより補正するものでございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。138・139ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 13節特別調整交付金申請支援業務委託でございますが、医療費総額のうち結核及 び精神病にかかわる割合が15%を超える場合に交付される特別調整交付金に該当する見込みとなったことにより申請に必要なデータ抽出等国民健康保険団体連合会へ委託するものでございます。 19節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金でございますが、歳入でも説明いたしました令 和 2 年度から施行されるマイナンバーカードや保険証を用いた資格確認などに対応するシステム 改修に係る費用で全額補助が確定しております。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分ございますが、歳入の特別交付金の増額に伴う財源の変更でございます。

6款1項1目25節国民健康保険事業基金積立金でございますが、歳入で増額が見込まれる利子 分を基金に積み立てるものでございます。 8款1項3目23節高額医療費共同事業返還金でございますが、国民健康保険団体連合会の算定 誤りによって発生した返還金でございます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目予備費でございますが、補正調整額でございます。

説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第93号の説明が終わりました。

◎議案第94号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第35、議案第94号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

〇建設課長(木村英彰君) 議案第94号につきまして説明いたします。今回の補正の内容は給与改定に伴う人件費増により歳入歳出それぞれ4万2,000円を増額するものでございます。

歳入から説明いたします。150ページ・151ページをお開きください。

3款1項1目一般会計からの繰入金としまして4万2,000円を計上しております。

続きまして歳出、152ページ・153ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費2節及び3節は給与改定に伴う人件費の増として計4万2,000円を増額 するものでございます。

なお、職員の給与改定につきましては、154ページに給与費明細書を記載しておりますのでごら ん願います。

説明は、以上です。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第94号の説明が終わりました。

◎議案第95号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第36、議案第95号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正 予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

〇建設課長(木村英彰君) 議案第95号につきまして説明いたします。今回の補正の内容は給与改定に伴う人件費増により歳入歳出それぞれ19万6,000円を増額するものでございます。

歳入から説明いたします。162ページ・163ページをお開きください。

4款1項1目一般会計からの繰入金としまして19万6,000円を計上しております。

続きまして歳出、164ページ・165ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費2節及び3節は給与改定に伴う人件費の増として計19万6,000円を増額するものでございます。

なお、職員の給与改定につきましては、166ページに給与費明細書を記載しておりますのでごら ん願います。

説明は、以上です。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第95号の説明が終わりました。

◎議案第96号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第37、議案第96号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予 算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(齊藤敦子君) 議案第96号についてご説明いたします。今回の補正は138万7,000 円を減額するものでございます。

歳入から説明させていただきますので、174・175ページをお願いいたします。

3款1項2目1節保険基盤安定繰入金でございますが、交付額が確定したことにより減額する ものでございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして歳出でございます。176・177ページをお願いいたします。

2款1項1目19節後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、歳入で減額した金額を計上 しております。

説明は、以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第96号の説明が終わりました。

◎議案第97号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第38、議案第97号 令和元年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を 上程いたします。 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(木村英彰君) 議案第97号につきまして説明いたします。179ページをお開きください。 今回の補正の主な内容でございますが、職員の給与改定に伴う人件費の増額、黒沢地区膜ろ過 操作盤改良修繕費及び電気料の増額、事業実績による修繕費等の減額でございます。

内訳でございますが、第2条収益的収入について、第1款事業収益を8万2,000円増額して4億334万6,000円とし、収益的支出について、第1款事業費用を104万円増額して3億9,629万7,000円とするものです。

第3条では予算第7条に定めた経費、職員給与費を20万7,000円増額し、2,811万9,000円とする ものです。

詳細につきまして説明いたします。186ページ・187ページをお開きください。

収益的収入1款1項3目その他の営業収益の手数料でございますが、給水装置工事検査手数料分25件分を計上するものでございます。

2項5目雑収益の電話料還付金は遠方監視システムの更新により電話回線の廃止に伴う還付金でございます。

続きまして、収益的支出 1 款 1 項 1 目原水及び浄水の修繕費ですが、黒沢地区浄水場の膜ろ過装置の動作改良するための操作盤改良修繕費でございます。その下、動力費の電気料は千畑東部地区紫外線処理施設設置に伴う契約電気容量の増加及び井戸水位低下に伴うポンプ稼働時間の増による不足見込み額を計上するものでございます。材料費のろ過砂は購入実績による減額でございます。

4目総係費の給料から法定福利費引当金繰入額までにつきましては、給与改定による増額でございます。旅費につきましては、水道技術管理者について現在2名在籍しており、今年度新規の資格取得受講は行わないと判断し減額したものでございます。修繕費につきましては、水道料金システムにおいて元号改正に伴う改修経費を計上しておりましたが、保守契約内で対応することとなり、当該経費を減額するものです。

なお、職員の給与改定につきましては、183ページに給与費明細書を記載しておりますのでごら ん願います。

説明は、以上です。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第97号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(澁谷俊二君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

12月10日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後1時21分)